

執筆者:

E-mail✉ [伴 真範](#)

1. はじめに

連載第4回では、株式及び資本金について解説致します¹。

2. 株式及び資本金

(1) 授権資本

バングラデシュの会社には、各株式から構成される授権資本(Authorized Capital)という概念があります。この点、バングラデシュの非公開会社では、1株の額面価額が100タカとされることが多くありますが、例えば、1株の額面価額100タカ、会社の授権資本が1,000万タカの場合、当該授権資本は10万株で構成されることとなります。

会社の発起人は、会社の授権資本を自由に設定することができます。一般論として、会社による柔軟な資金調達を確保するためには、当初発行予定の株式に基づく払込済資本額を上回る授権資本金額を設定し、将来の柔軟な株式発行の余地を残すことが望ましいものと考えられます。例えば、発起人が当初必要な自己資本は2,000万タカであると判断した場合、会社の授権資本の額として3,000万タカを設定することが考えられます。この場合、会社設立時に2,000万タカの株式を発行し、将来、資金が必要となった場合、(株主総会による決議を要することなく)取締役会の決議により、未発行の授権資本の1,000万タカの株式を発行することができることとなります²。

なお、授権資本の金額は、会社の設立・登録の費用の額にも影響があるため、留意が必要です。授権資本の金額に応じた設立・登録費用は、以下の通りです。

¹ なお、連載第1回乃至第3回において定義した用語は、本稿においても同じ意味を有するものとします。

² 授権資本の金額は、会社法に従い、株主総会の特別決議(4分の3以上の賛成)により、変更することはできますが、RJSCに法定の届出を行うことが必要となります。

費用項目	金額(通貨: タカ)				
	授權資本				
	1,000,000.00 (約 USD11,628 ³)	10,000,000.00 (約 USD116,279)	20,000,000.00 (約 USD232,558)	50,000,000.00 (約 USD581,395)	100,000,000.00 (約 USD1,162,791)
1 商号調査手数料	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00
2 登録手数料	0.00	6,000.00	14,000.00	38,000.00	78,000.00
3 申請費用	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
4 印紙税	4,150.00	9,150.00	9,150.00	9,150.00	21,150.00
5 証明書発行費用	1,220.00	1,220.00	1,220.00	1,220.00	1,220.00
6 付加価値税(15%)	393.00	1,293.00	2,493.00	6,093.00	12,093.00
7 実費	15,000.00	15,000.00	15,000.00	15,000.00	15,000.00
合計	22,163.00	34,063.00	43,263.00	70,863.00	128,863.00

(2) 最低資本金

会社法上、公開会社又は非公開会社のいずれについても、最低資本金に関する明示的な規制はありません。もっとも、例えば、非公開会社については、各株主は1株以上を引き受ける必要があり、株主数は2名以上が必要とされますので、仮に1株の額面価額を100タカと定めた場合、最低限の株式払込金として200タカ(約2.3米ドル)が必要とはなりません。

上記に対して、事業内容によっては、個別の規制等により、一定の資金に係る要件を具備することが必要になる場合があります。例えば、会社が外国人を従業員として雇用しようとする場合、関係当局から当該外国人のために労働許可書を取得しなければならないところ、当該労働許可証の発行のための条件として、5万米ドル以上の投資資金が必要とされます。そのため、外国企業がバングラデシュにおいて会社を設立し、事業を行う場合、会社への払込資本として、5万米ドルを支払うことが必要とされる場合が多いものと思われます。

また、ローン等の負債を利用したプロジェクトを行う場合、バングラデシュの政府や、銀行その他金融機関では、資本と負債の比率につき、少なくとも30:70が求められることが多くあります。そのため、事業の立ち上げに当たっては、事業コストに加え、D/Eレシオも考慮することが必要になる場合があります。

なお、連載第1回で記載しました通り、OPCの払込済株式資本は、250万タカから5,000万タカの範囲に限ることが必要とされます⁴。


(次号に続く)

³ USD1=86タカにて換算。

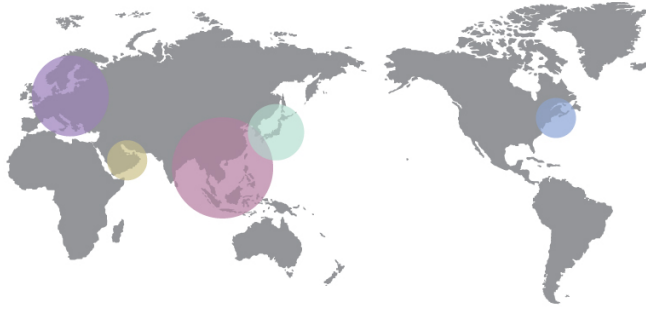
⁴ 上記の他、OPCの年間売上高は、1,000万タカから5億タカの範囲に限られます。なお、払込資本金額又は年間売上高が上記範囲を超えた場合、一定の条件の下、OPCは、非公開会社又は公開会社に組織変更することができます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木覚志

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行/パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ilang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.4